

華誠の知的財産権ニュースレター

2021年05月 第四十九期

目次

特許

国家知識産権局が「2020年中国特許調査報告」を発表	2
一、発明特許の産業化率は引き続き安定して3割以上	2
二、特許権者が特許権侵害に遭遇する比率は減少傾向	2
三、企業特許権者の権利行使の意識は普遍的に増強	2
四、特許権侵害訴訟の賠償金額は徐々に上昇	2
五、約8割の企業特許権者が連携イノベーションを展開したことがある	3
六、企業の知的財産権の収益は更に増加する見込み	3
七、証拠収集の難しさが地域を跨いだ権利行使が難しい主な原因	4
八、訴訟による紛争解決の効率向上が特許無効審判制度の主要な法的役割	4

商標

国家知識産権局、2019年11月から2021年3月末までの「馳名商標」の認定許可件数の比率が20%に	5
--	---

知的財産権

「最高人民法院知的財産権年次報告書（2020）」を公布、華誠が代理した発明特許権侵害紛争事件が入選	6
---	---



公式サイト：www.watsonband.com

Eメール：mailip@watsonband.com | mail@watsonband.com

特 許

国家知識産権局が「2020年中国特許調査報告」を発表

4月28日、国家知識産権局は「2020年中国特許調査報告」を発表した。「報告」によると、2020年の中国の有効発明特許産業化率は34.7%であり、特許の移転・実用化が日増しに活発化しており、特許保護の効果が顕著で、ビジネス環境の継続的な最適化の助力となっており、特許研究開発への投資が割と大幅に向上し、連携イノベーションが企業の重要なイノベーション方式となっている。「報告」は主に以下の内容をカバーしている

一、発明特許の産業化率は引き続き安定して3割以上

調査によると、中国国内の有効特許産業化率は41.6%であった。特許権者の種類から見ると、企業は比較的高く、産業化率は46.0%であり、大学が最も低く、3.0%であった。特許の種類から見ると、有効意匠特許産業化率が最も高く51.6%で、有効発明特許産業化率は相対的に低く、34.7%であった。

表 55 異なる特許権者の有効特許産業化率（単位：%）

	企業	大学	科学研究機関	全体
有効な発明特許	44.9	3.8	11.3	34.7
有効な実用新案	44.6	2.1	12.9	42.0
有効な意匠	53.1	1.9	39.0	51.6
合計	46.0	3.0	12.0	41.6

二、特許権者が特許権侵害に遭遇する比率は減少傾向

調査によると、2020年に中国で特許権侵害に遭遇したことがある特許権者の比率は10.8%であり、2015年より3.7ポイント低下しており、全体的に減少傾向にあった。

図 36 特許権者が特許権侵害に遭遇した比率（単位：%）



三、企業特許権者の権利行使の意識は普遍的に増強

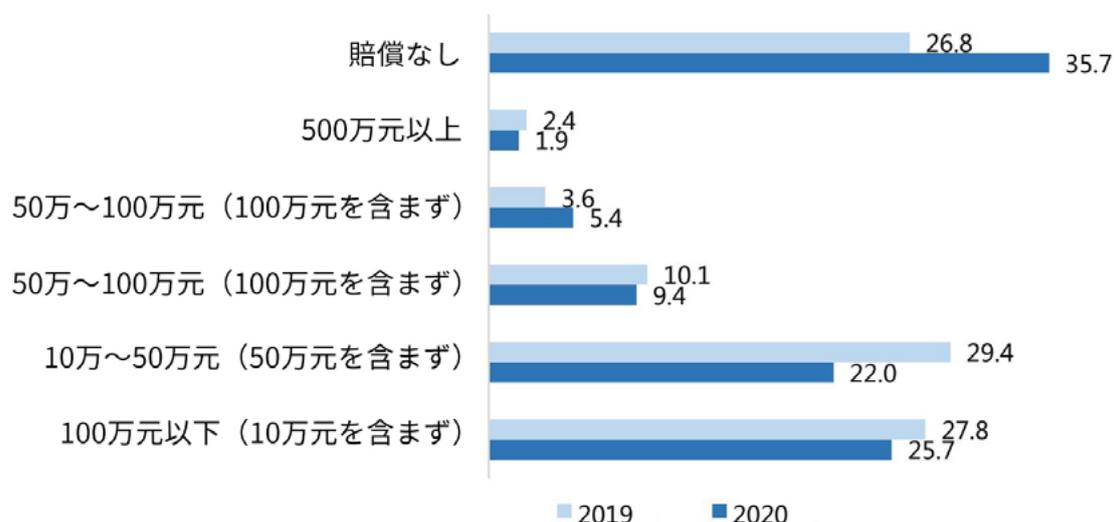
2020年に中国の企業特許権者が侵害に遭遇した後に権利行使の措置を講じた比率は73.9%であり、2015年より12.1ポイント増加しており、近年、当該比率は連続的に上昇している。

四、特許権侵害訴訟の賠償金額は徐々に上昇

調査によると、2020年に中国の特許権侵害訴訟で裁判所が判定した賠償金額、訴訟における調停または開廷審理での和解金額において、100万元以上の比率は7.3%であり、前年より1.3ポイント上昇しており、直近の5年間、当該比率は全体的に増加の勢いにある。

特許

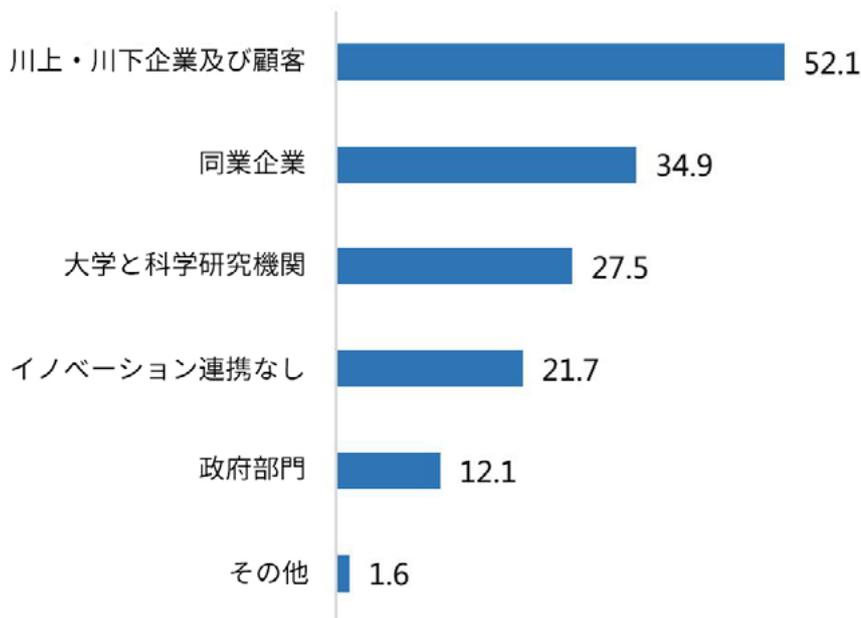
図 40 特許権侵害訴訟事件にて裁判所が判定した賠償金額、訴訟における調停または開廷審理での和解金額の分布状況（単位：%）



五、約 8 割の企業特許権者が連携イノベーションを展開したことがある

調査によると、企業特許権者が連携イノベーションを行ったことがある比率は 78.3% であった。そのうち、52.1% の企業特許権者が川上・川下企業及び顧客と連携を展開し、34.9% は同業企業と連携を展開し、27.5% は大学或いは科学研究機関と産学官連携を展開した。

図 20 企業の連携イノベーションの対象（単位：%）

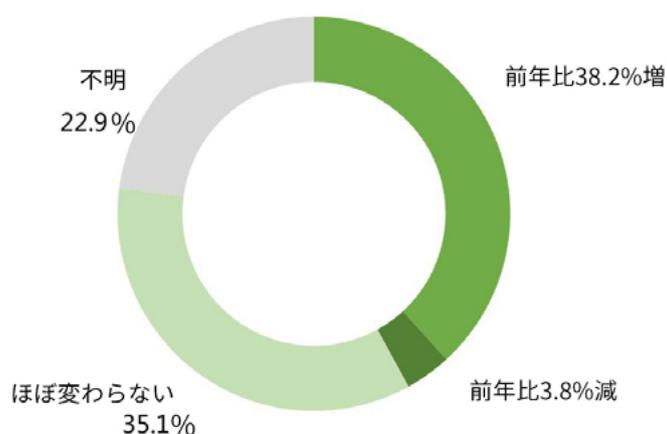


六、企業の知的財産権の収益は更に増加する見込み

調査によると、38.2% の企業特許権者は将来 1 年間で特許実施収益が増加することが予想され、35.1% は収益がほぼ変わらぬ見込み、3.8% に限っては収益が減少する見込みであり、「不明」を選んだ比率は 22.9% であった。中国の企業特許権者は将来の特許実施収益の増大を全体的に有望視している。

特許

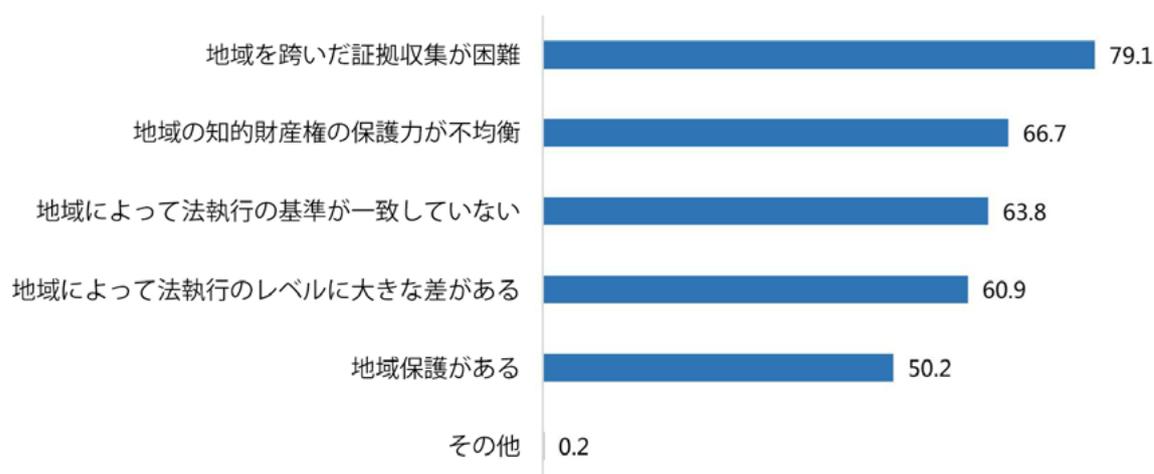
図 30 今後 1 年間の特許実施予想収益の変化状況 (単位 :%)



七、証拠収集の難しさが地域を跨いだ権利行使が難しい主な原因

調査によると、特許権者は、知的財産権保護の地域を跨いだ権利行使が難しい主な原因は「地域を跨いだ証拠収集が困難」であることと考えており、この原因を選択した特許権者の比率は 79.1% に達している。企業規模が小さいほど、「地域を跨いだ証拠収集が困難」を選択した比率が高く、82.1% の小規模企業がこの理由を選択している。

図 45 特許権者が知的財産権の保護において地域を跨いだ権利の保護が難しいと考える主な原因 (単位 :%)

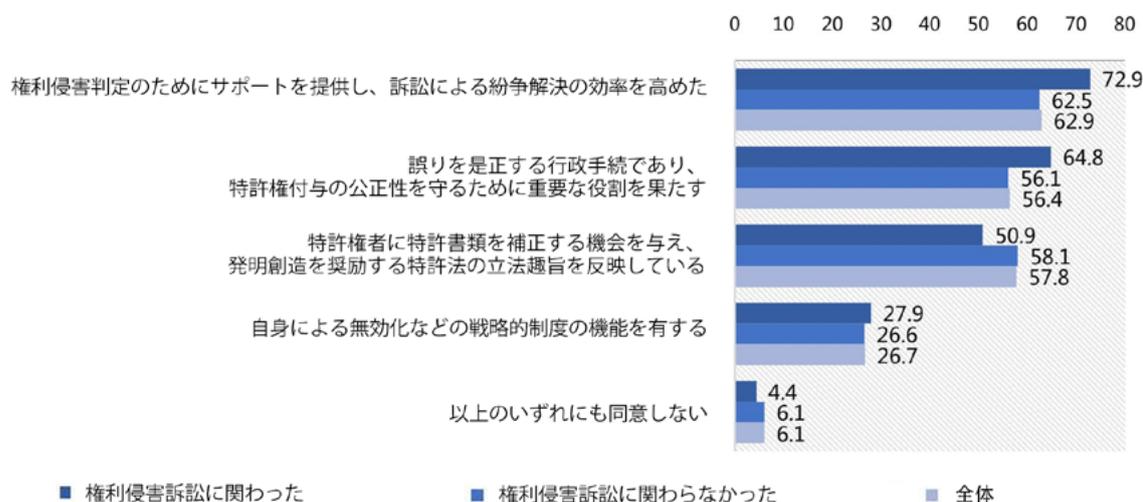


八、訴訟による紛争解決の効率向上が特許無効審判制度の主要な法的役割

特許無効審判制度の役割に対する同意点について、63.1% の特許権者は、特許無効審判制度が「権利侵害判定のためにサポートを提供し、訴訟による紛争解決の効率を高めた」ことを認めており、認められた比率として最も高く、このうち、直近 5 年間に権利侵害訴訟に遭遇したことがある企業が認めた比率は権利侵害訴訟に遭遇したことがない企業より 10 ポイント高く、中国の現行の特許無効審判制度が権利侵害訴訟において専門性及び正確性が高いという積極的な役割を果たしていることを示している。

特許

図 78 過去 5 年間に特許権侵害訴訟事件に関わった / 関わらなかった企業の現行の特許無効審判制度に対する認識の比較 (%)



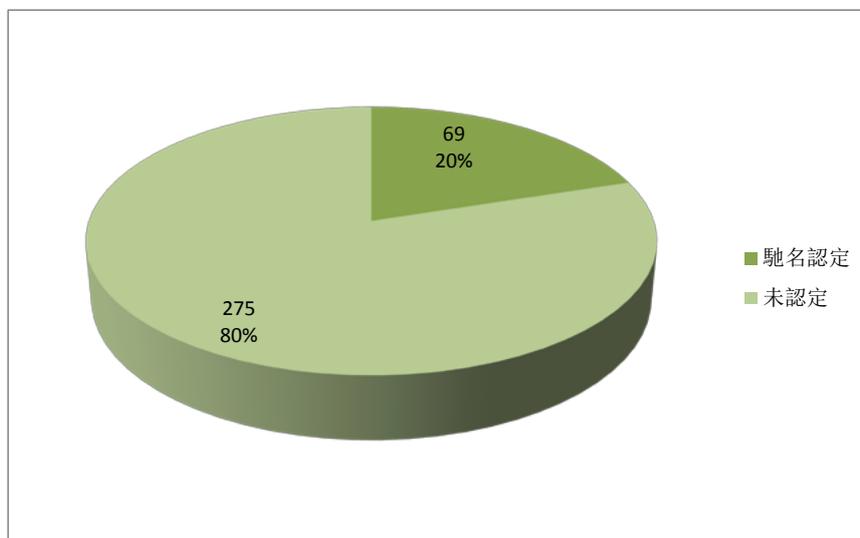
国家知識産権局 より

商標

国家知識産権局、2019 年 11 月から 2021 年 3 月末までの「馳名商標」の認定許可件数の比率が 20% に

5 月 11 日、国家知識産権局は「商標違法摘発事件における馳名商標保護関連業務の強化に関する通知」の理解と適用を公表した。その中で、2021 年第 1 四半期までに国家知識産権局は累計 344 件の馳名商標認定伺い書を受け取り、69 件の馳名商標の認定を許可し、認定を許可した比率は 20% に達していると言及している。

馳名商標の認定状況 (2019 年 11 月～ 2021 年 3 月)



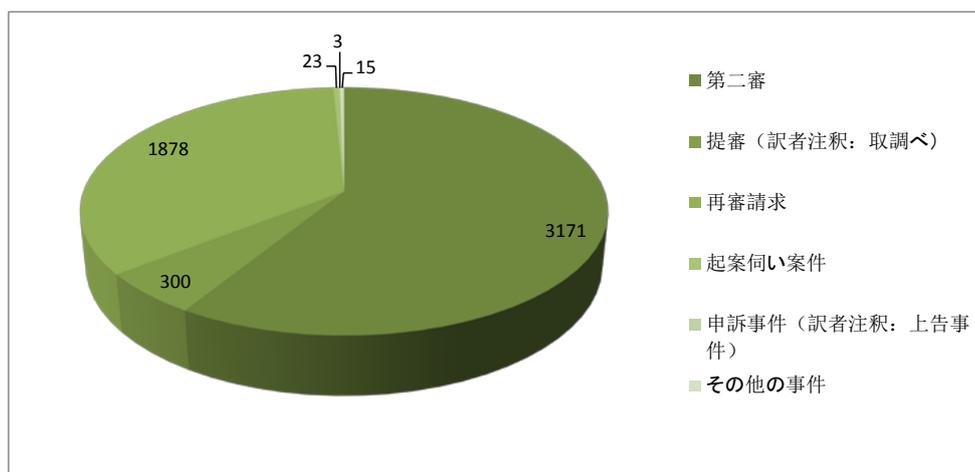
国家知識産権局 より

知的財産権

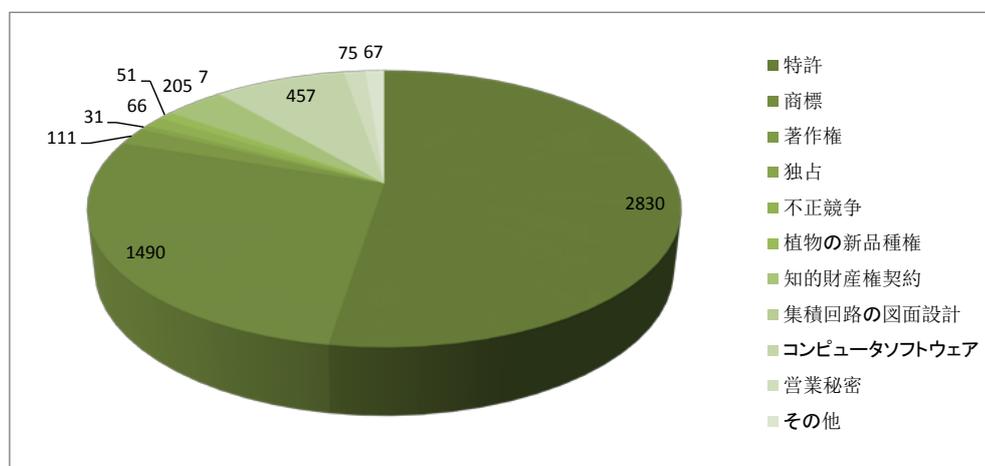
「最高人民法院知的財産権年次報告書（2020）」を公布、華誠が代理した発明特許権侵害紛争事件が入選

最高人民法院は4月25日に「最高人民法院知的財産権年次報告書（2020）」ダイジェストを公表した。同「報告書」によると、最高人民法院は2020年通年で各種の知的財産権事件を新たに合計5,390件受理した。

事件の審理手続によって分類（単位：件）



事件対象のタイプによって分類（単位：件）



事件の性質によって分類（単位：件）

行政案件	特許行政案件	742
	商標行政案件	1119
	その他の行政案件	43
	小計	1904
民事事件		3470
刑事起案伺い案件		16

知的財産権

また、本年次報告書では、2020年に最高人民法院が結審した知的財産権事件の中から55の典型的な事件を精選して、そこから一定の指導的な意義のある63の法律適用の問題に集約し、知的財産権の分野において最高人民法院が取り扱う新しいタイプの難解、複雑な事件の審理の筋道と裁判方法に反映させた。

上記年次報告書における特許民事事件の審理には、華誠のパートナー弁護士である黄剣国のチームが代理した発明特許権侵害紛争事件が1件含まれており、最高人民法院がコメントしている当該事件の指導的な意義は次の通りである。

機能的特徴から除外される状況の認定

再審申立人である日本の某株式会社と被申立人である楽清市の某気動器材有限公司、上海の某金物金型有限公司等による発明特許権侵害紛争事件〔(2019)最高法民申5477号〕において、最高人民法院は、特許出願日より前の当業者の知識レベル及び認知能力に基づき、争議となった技術的特徴の前記機能または効果を実現する具体的な実施方式が当業者の技術常識に該当する場合、当該争議となった技術的特徴は当業者が請求項を閲読しただけで当該機能または効果を実現する具体的な実施方式を直接、明確に確定できる状況に該当し、機能的特徴には当たらないと認定すべきであると指摘している。

最高人民法院 より